# 高月北遺跡第9次埋蔵文化財発掘調査補助業務委託 仕様書

# 1 事業名

令和7年度 長文観第332号 高月北遺跡第9次埋蔵文化財発掘調査補助業務

## 2 業務の目的

高月北遺跡第9次埋蔵文化財発掘調査において、より効率的かつ迅速に調査を実施することを目的に、 図面の作成等を行うことで調査を補助するものとする。

# 3 契約期間

契約締結の翌日から令和8年2月27日(金)まで

#### 4 業務の対象地域

業務地:高月北遺跡(長浜市高月町高月) ※別紙地図参照

対象面積:約3810.6 ㎡ (概算) ※調査状況により、対象面積は増減する可能性がある。

## 5 業務内容

業務地において、調査区の設定をすること (トレンチ 3・4 のみ)。また、調査区内の平面図作成とそれに付随するレベル測量・座標測量を実施し、その結果を図面等にまとめて紙媒体及び電子データで提出すること。

- (1) 受注者は文化財保護法等関係法規並びに本仕様書に準拠し業務を実施するものとする。
- (2) 各業務には、契約締結後、発注者からの指示を受けて随時着手するものとする。実施中は任意の様式で作業日誌を作成・提出すること。
- (3) 平面図には遺物出土図を含む。
- (4) 平面図の作成はトレンチ 2 (T2) からトレンチ 4 (T4) を対象とするが、調査の進行状況により、 1 つのトレンチの平面図作成を複数回に分けて依頼することが想定される。分割回数については 未定である。また、調査の結果遺構面が複数あることが判明した場合、作成する平面図の枚数が 増加する可能性がある。
- (5) レベル測量においては、トレンチ内外や検出遺構上部・底部の標高の変動が分かるようにして、平面図にその数値を明記すること。
- (6) 座標測量においては、座標データの提出に併せて白地図上にトレンチの位置を落とせるような図面を作成・提出すること。平面図作成時に杭等を設置した場合は、それについても記録・記載すること。
  - ※作図について、使用するソフトに制限はないが、Adobe 社 illustrator と互換性があるものを使用すること。なお、illustrator のバージョンについては発注者と受注者が協議して決める。
- (7) 作成した各図面については、1 つの図面の作成が完了する都度に発注者の確認を受け、必要に応じて修正等を行うものとする。
- (8) 業務の履行にあたっては、発注者と適宜協議を行い、その指示に基づいて実施するものとする。

#### 6 成果物

	仕様	提出部数
遺構平面図	紙媒体:作成図面、一覧等一式	2
座標測量図		
	電子媒体:電子データを収納した DVD-R	2
	※データ種類及び媒体種類は発注者と受	
	注者の協議に基づくもの	

## 7 業務体制

- (1) 発注者が業務の指示・監督を行い、受注者が作業を行う。
- (2) 受注者の変更は原則として認められない。
- (3)発注者は、受注者が本業務の履行または管理について著しく不適当と認められる場合、受注者に対して必要な処置をとることができる。

## 8 受注者の要件

- (1) 受注者は、発注者の指示に従い、高月北遺跡第 9 次埋蔵文化財発掘調査補助業務の受注に関する 一切の事項(安全管理・衛生管理・労務管理・危険防止・災害防止等)を処理する権限と責任を有 する。
- (2) 受注者は、遺構図面の作成、レベル測量、座標測量、その他必要と認められる諸作業を行う。

# 9 作業日及び時間

- (1) 作業日は基本的に、土・日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する国民の祝日を除く日のなかで設定される。調査の進行状況に合わせて随時発注者が受注者に作業内容の提示とともに開始の指示を行い、受注者はそれを受けて作業日を設定するものとする。ただし、一連の作業日数については、適宜協議を行う。
- (2) 1日の作業は、原則として発注者が現調査を行う時間帯(目安は午前9時から午後3時半まで)の間に行うものとする。なお、降雨その他作業に支障のある場合、作業の安全上休息が必要とされる場合、または発注者による指示があった場合は、この限りではない。その他、必要に応じて適宜協議を行うこととする。
- (3) 上記で定めた作業日及び作業時間以外にも、業務の進歩状況により発注者が作業を実施する必要があると認めた場合は、発注者と受注者の協議のうえ業務を実施することができる。
- (4) 受注者は協議により定めた作業日において業務を実施することを原則とする。また、作業日及び作業時間以外についても、責務に基づき必要とされる業務がある場合は発注者と協議のうえそれを行うものとする。

# 10 その他

- (1) 業務に必要な機材・消耗品等は、全て受注者が用意するものとする。
- (2) 受注者は仕様書に明示されていない事項についても、業務の性格上必要と判断されるものは、発注者と受注者で協議のうえ、受注者の負担で実施する。
- (3) その他、業務実施のために必要と判断される事項については、適宜協議を行い決定する。